

1 大規模事業評価制度の導入について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

- この評価制度では、新しい交通システムやリニア中央新幹線、小田急多摩線の延伸などは、対象となるのか。
 - リニア中央新幹線の開業や小田急多摩線の延伸のように市以外が事業主体となるものは対象外である。但し、リニア中央新幹線の「新駅を誘致するかどうか」など、多額の市費負担をしてまで、主体的に誘致を行うかの判断をする場合には、その部分について対象になると考える。
- 大規模事業評価実施要綱については、総務課との調整や細かい精査を行い、より分かりやすいものとするべきである。
 - 総務課と調整しながら内容について精査する。要綱では詳細までは言及できないので、解釈や考え方を示したものを別に用意して分かりやすくする。
- 要綱の解釈や考え方の部分については、改めて局経営会議のメンバーに資料を配布して意見聴取を行うように。
- 現段階で、初めに評価の対象となりそうな事業は何か。
 - 平成22年度中には、対象となりそうなものはないが、中期的に見れば、都市公園の整備や、津久井広域道路の、今後、都市計画決定を行う路線部分、また、新しい交通システムについても検討が進み、事業の全体が概ね決まった段階で対象となるだろう。
- 民間事業者が事業主体となっても、市が補助金を出して整備される道路や施設についてはどうするのか。
 - 国の法律に基づく補助金などは、既にその法に基づいて判断されているものとして評価の対象としない。市に裁量権の無い支出については対象外ということである。但し、公共施設管理者負担金による整備のように、本来、市が行う事業である場合には、その部分を切り出して評価の対象とする。
- 事業計画の変更で事業費が評価対象となる20億円を上回ったり、当初は50億円未満だった事業が50億円を超え、外部評価の対象額となった場合には、どのような対応となるのか。
 - 事業着手前の基本構想段階で判断するが、その後、事業着手前に、基本構想が大きく変更され、事業費も大きく異なるなどの事象が生じた場合には、原則的に再評価が必要である。
- 評価の基準や評価点数などの公表は行うのか。
 - 他市では、必要性や有効性、経済性などの複数項目を点数化し、一定の点数以上を事業実施するとしているものや、点数を出さずに理由付けだけのものなど様々であるが、本市では点数化して公表する方法を検討しており、市で評価基準の原案を作り、外部評価委員会にかける予定である。

- 20億円以上、50億円未満の事業について、局内評価会議で自己評価されるだけで、全局横断的な構成員により評価を受ける場は無いのか。無いのであれば、事業所管部署は、この要綱等に照らし、評価結果を予め判断した上で、事案を庁議に上程することになるので、評価制度を設けている意味が無いのではないのか。
 - この制度では、事業が決定していく、そのプロセスを市民に公開するという点に意義がある。市民の目に触れることで、各局の適正な実施を促すものである。
- 内部評価後の市民意見聴取とはパブリックコメントと同様のものか。
 - パブリックコメントとは若干異なり、意見について検討の参考にするが、「市の考え方」として回答を行う形はとらない。
- この大規模事業評価と、事業仕分けが重複するようなことはないのか。
 - 本件は新規事業を対象としているのに対し、事業仕分けは、既存事業に対して行うものであり、重複しない。
- 総合計画の施策評価との重複や関係性は無いのか。
 - 基本的には総合計画の施策評価は、その施策を一定の指標の達成度により測るものであり、重複は無い。但し、その指標に影響を与える施策や事業自体が、この評価制度により停止されるということはあるので、一定の関連性は存在する。

(2) 結果

- 原案を一部修正し、政策調整会議に付議する。

2 都市経営ビジョン・アクションプラン改定案について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

- 新たな増収策の推進として、取組項目に行政財産の貸付があり、動画モニター広告事業の運用開始が上げられているが、動画モニターは、既に市役所本庁舎では運用開始しているはずだが。
 - 市役所本庁舎以外にも導入していく方針である。市役所本庁舎に限定せず、動画モニター広告事業の運用拡大に改める。
- 現行のアクションプランの取組み状況について、平成21年度分の予想値も含め、どの程度の達成となるのか。
 - 平成20年度末時点での未達成項目は24件で達成率は72%、その内、今年度達成が見込まれるものが3項目、改定するアクションプランに発展的に掲載されるものが18項目、3項目は状況変化等の理由から、改定後のアクションプランには反映しない。
- 改定するアクションプランの中には、市場化テストの実施といった内容の掲載はあるのか。
 - 民間開放の推進として、「新たな民間活力の活用方策の導入」という取組項目の中で、総括的に掲載している。

- 現行制度の評価・検証として、今年度達成が見込まれる3項目と改定後のアクションプランに反映しない3項目については、口答での説明だけでなく、具体的な内容を資料として準備すべきだろう。
- パートナーシップの環境づくりとして、取組項目に「地球温暖化対策推進のための基金の創設」があるが、当該基金は平成22年3月議会に上程され、今年度、創設となるものと聞いているが。
 - 担当部署に確認し、必要に応じて修正を行う。
- 国民健康保険事業特別会計の一般会計からの繰入金の減額について、24億円から12億円への半減という目標設定は従前のままであり、この点について担当課に見直しを促した上で、引き続き12億円の設定となったとのことだが、この12億円という目標値の妥当性については、上部庁議など、全庁的な目線で改めて審議すべきではないか。
 - 改めて審議することに異存はない。妥当性の根拠などについて、担当課と詰めておく。但し、その妥当性については、既に国民健康保険料の改定の事案の際に検討されているものと考えている。
- 改定するアクションプランによる改善効果額などを具体的に示さないのか。
 - 示さない。現行のアクションプランについても、予め示すことはしていない。予め示すことで、常に削減ありきの考え方に傾斜してしまい、都市経営という考え方の中では好ましくない結果になる。各年度終了後に、改善効果額は示すことになる。
- 都市経営懇談会については、改定するアクションプランの中で掲載されているのか。
 - 「行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進」として、「新たな政策決定支援体制の導入・活用」という項目に包含されている。

(2) 結 果

- 原案を一部修正し、政策調整会議に付議する。

以 上